

令和 7 年 9 月
千早赤阪村議会村づくり常任委員会
会議録

開会 令和 7 年 9 月 9 日
閉会 令和 7 年 9 月 9 日

千早赤阪村議会

令和7年9月村づくり常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年9月9日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	南 本 斎
副 委 員 長	井 上 浩 一	委 員	畠 智惠美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則

4. 欠席委員

委 員 中 野 智 子

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	総 務 部 長	池 西 昌 夫
副 村 長	西 井 秀 孝	総務政策課長	菊 井 秀 行
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	秘書財政課長	北 浦 信 行

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳 議会事務局主査 土 井 達 也

7. 付議事件

- 議案第51号 動産の取得について
- 議案第57号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正について

午前10時00分 開会

○尾崎委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達していますので、村づくり常任委員会を開催します。

中野委員におかれましては、傷病のため欠席との届出がありましたのでご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、条例1件、その他1件の計2件となっています。ご審査のほどよろしくお願ひします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので省略します。

審査は1議案ごとに担当者より説明していただき採決を行います。

それでは、順次議題といたします。

すいません、携帯電話のほうの電源だけお切り願えますか。

議案第51号動産の取得についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井総務政策課長。

○菊井総務政策課長 それでは、議案第51号動産の取得についてご説明いたします。

本議案につきましては、村が使用している千早赤阪村内部情報系ネットワーク及び外部情報系ネットワークで使用するネットワーク機器、サーバ機器、その他関連する機器を購入するものでございます。

議案第51号の真ん中、1番、取得する動産は別紙の内容のとおりで、役場庁舎2階のサーバ室にあるサーバや関係する機器、また保守用のノートパソコンを購入する予定でございます。

2の契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。8月26日付で仮契約を締結いたしております。

3の取得金額は、2,359万5,000円です。

4の取得の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社代表取締役社長川副和宏でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畠委員。

○畠委員 1つ教えていただきたいと思うことがあるんですが、これらのネットワーク関

連の機器というのは重要で必要なものだと思いますが、どれぐらいの耐用年数というか、次また入れ替えなきやいけないのは何年とか、そんなことはどの程度見積もられているんでしょうか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、こういうサーバ機器類の期間については大体5年を基本としております。保守の関係もありますので、仮に再延長という形で契約できる場合は再延長していきたいと考えてます。今回の既存のサーバについては満5年となっております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

南本委員。

○南本委員 すいません、説明ありがとうございます。

教えていただきたいんですけど、指名競争入札になってますが、今回は取得されたのが日本の電通株式会社ですけど、入札にはその他どのような企業、もしくは会社から来られましたか。

○尾崎委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 入札の指名の業者につきましては7者を指名させてもらいまして、実際入札に参加された方は2者となっております。

以上でございます。

○尾崎委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございました。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次に、議案第 57 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 それでは、議案第 57 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてご説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

改正条例の第 1 条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第 15 条は介護休暇についてですが、引用する第 18 条が第 18 条の 2 に条ずれするため改正するものです。

第 18 条は新設となります。妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して、次の措置をすることとします。

第 1 号は仕事と育児の両立に資する制度等を知らせるための措置、第 2 号は支援制度等の請求等の意向を確認するための措置、第 3 号は職員生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項を確認するための措置となっております。

2 ページをお願いいたします。

第 2 項は、3 歳に満たない子を養育する職員に対する措置です。第 1 項と同様の措置が規定されています。

第 3 項は、第 1 項第 3 号または第 2 項第 3 号により確認した内容に対する配慮義務規定となっております。

第 18 条の 2 は、改正前第 18 条からの条ずれとなります。

3 ページをお願いいたします。

改正条例第 2 条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第 19 条は、部分休業をすることができない職員の規定で、定年前再任用短時間勤務職員の言い換え規定の削除となります。

第 20 条は、従来の部分休業で、育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に規定されるものについて、第 1 号部分休業となります。1 日につき 2 時間を超えない範囲で 30 分単位での取得となります。

4 ページをお願いいたします。

第 20 条の 2 から第 20 条の 5 までは、育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号で規定される部分休業についての新規制定となります。1 年につき等価相当分の休業を 1 時間単位で取

得できるものです。1日単位の取得も可能で、第1号部分休業とどちらかを選択して取得するものです。

第20条の2は、取得単位を1時間と定める規定です。

第20条の3は、1年間を4月1日から3月31日までと定める規定です。

第20条の4は、1年に取得できる時間数の規定です。

第20条の5は、部分休業の種類を変更できる特別な事情についての規定です。

その他文言の整理等、所要の改正を行っております。

附則としまして、この条例は、令和7年10月1日から施行します。

また、経過措置として、一部は公布の日から施行するものとし、育児休業の第2号部分休業は、令和7年度については5日相当の時間数とします。

以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正について説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○尾崎委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畠委員。

○畠委員 1つお尋ねします。こういうふうに育児中の方が短い時間でも休みを取れるようになつたっていうのは非常にうれしいことだと思いますが、ここでの配偶者の考え方についてお尋ねします。

村も出しています人権教育基本方針、人権推進プランでは性的マイノリティの人の人権という項目があつて、それらを尊重するという項目があるんですが、この制度は同性カップルが子どもを育てる場合にも適応、この人権という考え方からすると必要があるのでないかと思うんですが、村に、ちょっと私も調べて分からなかつたんですが、ファミリーシップ制度とかパートナーシップ制度っていうのはあるのかどうかと、もしなければ、そういう同性カップルにも同じような条件が保障されるようなことが可能なのかどうか、あとどういうふうに取り組まれるのかについてお尋ねします。

○尾崎委員長 北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 まず、おっしゃってる同性婚といいますか、パートナーシップ制度について幾つかの市町村でもそういう制度があるっていうのは承知しておりますけども、現時点ではそれを採用していないというふうに認識しております。

今回の育児休業制度なんですけれども、基本的には法令に基づくものとして、法令であつたり国の制度に準じて判断すべきものと考えております。

ご指摘の点につきましては、例えば15条のところで配偶者、1ページのところです。

配偶者届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含むとありますけれども、こここの点については先ほど申し上げたように、同性婚については様々な議論があるというのを承知しておりますけども、実際本村ではこういう同性婚についての相談も現時点ではないということで、実際あった場合は関係機関への確認、総務省などへの確認をした上で判断すると思いますが、現時点では該当しないものというように考えております。

以上です。

○尾崎委員長 畑委員。

○畠委員 ありがとうございます。

申請がないからないとは言えないですし、そういうことが言える環境でないというだけの話かもしれません。かなりの割合でそういう方々が、カミングアウトされてない方も多くいますので、ぜひともファミリーシップ制度とかパートナーシップ制度を村として導入することで、こういうことに対しては、実は人口でいったら92%の割合でもうファミリーシップ制度、パートナーシップ制度が各自治体であるというふうな情報もありましたので、ぜひとも検討して、国の法令に従ってというだけでなく、村としてそういう人権という視点から整えていただきたいというふうにお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○尾崎委員長 副村長。

○西井副村長 副村長、西井でございます。ご指摘ありがとうございます。

現在、いろんな議論があるところですが、国の方で同性婚を積極的には保護する法制がないという状況は承知をしております。

一方で、そういう規定がないことが民法上、違憲であるという地方裁判所の判決があるということも承知しております。憲法で両性という規定がされてございますので議論もあるところでございますが、各自治体が積極的にパートナーシップを認める制度を持っておるという状況もございますので、ご指摘を踏まえて今後の運用の検討をしてまいりたいという、そういう到達点でございます。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○井上委員 今の質問とちょっと関連するんですけど、法律、上位法があつておのの市町村に条例等があると思うんですけど、そこで今質問された内容で、市町村においてはそういう同性カップルとか認められておられて今回こういう法改正になって、こういうシステムというか、法律が成り立つかどうかっていうことと、取りあえずそれ1点、お願ひ

します。

すいません、ちょっと分かりにくかったと思います。

国の法律としてはまだかっちり決まってない部分やと思うんです。市町村独自で条例なりつくられて、うちはそういうことを認めますということになったとしたら、こういう法整備されて、例えば休暇等に関する条例とかこういうことをそういうカップルにも当てはまるんかどうかっていうことなんですけど。

○尾崎委員長 副村長。

○西井副村長 条例は個々に自治体の判断で制定するものでございますので、その範囲においてそういったパートナーシップ協定、パートナーシップを認めるような制度を持っておれば条例でその制度の対象として休暇等の条件に加えることは可能であるというふうに考えております。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。分かりました。

あと、提出議案の改正内容のすぐ下に職員の勤務時間、休暇等に関する条例というところがあるんですけど、こういうシステムがあるんで使ってくださいねみたいなことやと思うんです。今までではそういうことは一切なかったっていうことの認識でよかったです。

○尾崎委員長 北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 育児休業の部分休業につきましては以前から、今回1号部分休業と規定される部分は以前からありますので、それはこれまで利用されてる職員さんはいらっしゃいます。

以上です。

○尾崎委員長 井上委員。

○井上委員 ちょっと質問の内容が分かりにくかった。要は、そういう制度があるんで、職員の方に対して進んでいるというか、こういう制度があるんで使ってくださいよと、そういうことをしてきたんかどうか。今回改めてそういうことをしなさいということになったのか、その辺です。

○尾崎委員長 北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 正直なところ、積極的に周知というところが十分できていなかったというところは反省すべき点かなと考えております。ただ、今回この職員の勤務時間、休暇等に関する条例のところで、そういった制度の内容を知らせる措置をするということが規定されておりますので、この部分にのっとりまして積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○尾崎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○尾崎委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○尾崎委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾崎委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するべきと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年9月村づくり常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前10時19分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

村づくり常任委員会

委 員 長 尾 崎 充 宏